

# 浜松市社会福祉協議会「歳末たすけあい募金」NPO・ボランティア団体等助成金 令和8年度“赤い羽根”子ども食堂助成事業 要領

## 1. 事業の目的

無償又は低額で食事の提供を行う「子ども食堂」を運営する団体（以下、「子ども食堂運営団体」という。）が歳末時期（12月～1月）に浜松市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）と共催して実施する事業に対して、費用の助成を行います。

※「子ども食堂」…子どもの孤食を減らすとともに、地域での居場所づくりや保護者への子育て支援を目的とするものを指します。

## 2. 事業の概要

当事業の目的に則り、子ども食堂運営団体より申請された事業を市社協にて審査し、決定した共催事業に事業費の一部助成を行います。財源は、赤い羽根共同募金運動の一環として毎年12月1日から行われる「歳末たすけあい募金」とし、多くの地域住民の方からのあたたかい善意により運営されています。

なお、今年度は最大20事業（各団体1事業まで申請可）までの募集になります。

## 3. 対象となる事業

次に掲げる要件を満たす事業であること。

- ① 当事業の目的に則り、子ども食堂を通して地域福祉の向上を図ること。
- ② 浜松市に主たる拠点を有する子ども食堂運営団体が、浜松市内で実施すること。
- ③ 令和8年12月1日～令和9年1月31日までの間に実施すること。
- ④ 市社協の共催事業として実施することにふさわしい内容であること。
- ⑤ 実施日に市社協職員が訪問し、実施状況が確認できること。
- ⑥ 食品衛生や安全管理等に十分に配慮した事業であること。
- ⑦ 今年度、市社協からの助成（ボランティアグループ・福祉団体助成金、地区社協補助金等）や、他団体からの助成を受けた事業ではないこと。
- ⑧ 新規で子ども食堂を立ち上げる団体については、事業の継続性が見込めること。

### 【対象外となる事業の例】

- ① 子ども食堂運営団体のスタッフのみを対象にした交流会。
- ② 子ども食堂運営団体のスタッフのみを対象にした知識向上のための講座、研修会。
- ③ 金品を贈呈するだけの事業。
- ④ 営利のために行う事業や、政治・宗教・組合の運動の手段として行うと思われる事業。

#### 4. 助成対象経費

助成対象となる経費は以下の通りとします。上限は1事業5万円（千円単位、千円未満切り捨て）とし、支払いは事業終了後清算払いとなります。※事業に関わらない費用は返金対象となります。

支出項目	助成対象支出	助成対象外支出
食料費	・調理する食材等 ・調理済み食品、飲料品	
諸謝金	レクリエーション等の講師謝礼等	・グループ内での諸謝金の支払い ・グループ・団体の構成員や運営者の人件費 ・ボランティアへの交通費等
賃借料	会場使用料等	
消耗品費	事務用品等の購入費等	備品購入費(2万円を超える器具・備品等)
印刷製本費	チラシ等印刷物の作成費、印刷費等	
通信運搬費	郵便料、切手代等	
その他	必要と認められる経費 (事前に市社協までご相談下さい)	慶弔費、組織運営に係る費用、 直接対象事業に関わりのない費用等

#### 5. 申請受付期間

令和8年7月1日（水）～8月31日（月）※郵送の場合、8月31日（月）消印有効

#### 6. 審査および結果の通知

事業内容を市社協にて審査し、可否および助成金額を決定します。必要に応じて資料の追加提出をお願いする場合があります。審査の結果については、9月下旬に申請者へ通知します。

なお、審査の経過および内容はお知らせできませんので、あらかじめご承知おき願います。

#### 7. 提出書類

##### 【申請時提出書類】

- ① 助成金交付申請書（第1号様式）
- ② 助成事業計画書（第2号様式）
- ③ 定款、会則、法人や団体のパンフレット、総会資料等の団体の活動内容がわかるもの

【助成金交付決定後の変更に必要な書類】※助成金交付決定後に助成金の増額はできません。

- ① 助成金交付変更申請書（第4号様式）

##### 【事業終了後提出書類】

- ① 助成事業完了報告書（第6号様式）
- ② 助成事業実績報告書（第7号様式）
- ③ 請求書（第8号様式）
- ④ 事業のチラシやパンフレット、写真など助成対象事業の実績がわかるもの
- ⑤ 支払い内容のわかる領収書のコピー等（日頃のことも食堂の活動と分けて、領収書を提出ください。）
- ⑥ 支払口座依頼書（申請者と口座名義が一致しない場合や個人名義の口座の場合、再提出や追加書類の提出をお願いする場合があります。）
- ⑦ 団体の通帳コピー（口座名義、銀行コード、店番、口座番号が分かるページ）

## 8. 申請スケジュール

※申請状況によっては、募集期間や審査の時期が変更になる場合があります。

時期	概要	手続き・留意事項
7月1日～8月31日	募集期間・申請	【申請時提出書類】一式を提出。
9月上旬～中旬	審査	<市社協>提出書類に基づき審査。
9月下旬	審査結果の通知	<市社協>審査結果を申請書記載の代表者住所に郵送。
12月～1月	事業の実施	提出書類に基づき実施。
事業終了後	報告書類の提出	【事業終了後提出書類】一式を提出。
2月下旬又は3月下旬	助成金交付	<市社協>指定口座に振り込み。
随時	事業内容の変更	助成決定後、事業内容に変更があった場合は速やかに連絡し、【助成金交付決定後の変更に必要な書類】を提出。 (提出期限：R9年1月25日(月))

## 9. 書類提出先

<8:30-17:15(土日祝除く)>

窓口	〒	住所	電話
浜松地区センター	432-8035	中央区成子町 140-8	(053) 453-0553
東事務所	435-8686	中央区流通元町 20-3	(053) 422-3737
西地区センター	431-0292	中央区舞阪町舞阪 2701-9	(053) 596-1730
北地区センター	431-1305	浜名区細江町気賀 4581	(053) 527-2941
浜北地区センター	434-0031	浜名区小林 1272-1	(053) 586-4499
天竜地区センター	431-3314	天竜区二俣町二俣 530-18	(053) 926-0322
地域支援課	432-8035	中央区成子町 140-8	(053) 453-0580

## 10. 問い合わせ先

<8:30-17:15(土日祝除く)>

浜松市社会福祉協議会 地域支援課 (担当：鈴木・船越・久保)

〒432-8035 浜松市中央区成子町 140 - 8 (浜松市福祉交流センター2階)

TEL : 053-453-0580 FAX:053-452-9218 Mail : [h-csw@hsyakyou.or.jp](mailto:h-csw@hsyakyou.or.jp)

※要領、様式はホームページからダウンロードできます。

浜松市社協

検索

<https://www.hamamatsu-syakyou.jp/>

